

平成22年度プラスチック製容器包装の再商品化能力査定に関する考え方について

平成21年12月10日
財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部
(改定日：平成21年12月10日)

確実な再商品化実施のため、各再商品化事業者の再商品化能力の査定を以下の考え方に基づき実施します。
査定値は、再生処理能力と再商品化製品販売能力の査定により決定します。

1. 再生処理能力の査定

※再生処理能力は、各事業者の申請値に対し登録審査・立入検査等によって、協会が確認する。

(1) 再生処理能力を計算する際の稼働日数条件：

① 稼働日数上限値=305日/年（但し、ケミカル手法についてはこの限りではない）

② 5ト/日未満の施設では 再生処理能力=4.9ト×305日=1500ト/年を上限とする。

(2) 既存契約事業者については、前年の処理実績・稼働状況・販売状況、その他不具合等の当協会から指摘した事項、措置規程による措置等を勘案し、再生処理能力査定に反映させる。

(3) 新規事業者についても経営管理能力等を再生処理能力査定に反映させる。

※以上により、特段の問題等が無い事業者については、以下の査定とする。

①既存契約事業者 : 再生処理能力=申請能力×90% (注1)

②既存契約事業者能力アップ : 再生処理能力=能力アップ部分の申請能力×75% (+既存部分×90%) (注2)

③過去3年以内に契約実績のない事業者 : 再生処理能力=申請能力×50% (注3)

(注1) 市町村収集量の変動や処理側での不測の事態に備えるため既存事業者の能力には、原則10%の余裕率を含めている（再生処理能力=申請能力×90%）。

(注2) 既存工場での実績を考慮し新規工場、ライン増設等の再生処理能力を75%とする。

(注3) これまでの新規事業者の実績から、市町村から引き取ったバールを遅滞なく再商品化するためには、申請能力の50%程度が適当と判断している。

2. 再商品化製品販売能力の査定

登録申請時の引き取り同意書合計量を、販売予定先の調査等によって確認・査定し再商品化製品販売能力とする。

3. 落札可能量について

(1) 平成22年度落札可能量（全事業者）

H22年度 落札可能量 = 査定値

(注1) 各社個別に通知する値は上記、「H22年度 落札可能量」とする。

(注2) H21-22モデル事業実施事業者の場合は、上記式に代え下記式を適用する

H22年度 落札可能量=査定値-対象モデル事業保管施設のH22年度申込量

4. 落札可能量及び優先量の修正について

落札可能量（協会より通知）を下方修正したい場合は、入札締切日までにメールまたは、書面にて協会まで申告すること（書式は問わない）。

以上